



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 6 7 号 令和 6 年 1 1 月 2 6 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 6 3	令和 6 年度ふぐ処理師試験を実施する件	安全衛生課
5 6 4	道路の供用を開始する件	高規格道路課

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用政策課

徳島県告示第五百六十三号

徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）第七条の規定により、令和六年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和六年十一月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 試験の日時

1 学科試験及び鑑別試験

令和七年二月五日（水曜日）午前十時から

2 実技試験

令和七年二月六日（木曜日）午前十時から又は同月七日（金曜日）午前十時から

二 試験の場所

徳島市沖浜東二丁目一六番地 徳島市生涯福祉センター（ふれあい健康館）

三 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県危機管理部安全衛生課内 一般社団法人徳島県食品衛生協会

四 受験願書の受付期間

令和七年一月七日（火曜日）から同月二十一日（火曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月二十一日までの消印があれば受け付ける。

五 受験願書の添付書類

写真（出願前六月以内に正面から撮影した無帽かつ無背景の上半身像で、縦三・センチメートル横二・四センチメートルのものであって、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限る。）

六 受験手数料

一万五千元（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

七 受験願書の用紙の請求先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県危機管理部安全衛生課内 一般社団法人徳島県食品衛生協会

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県危機管理部安全衛生課（電話〇八八―六二―二二二九）又は一般社団法人徳島県食品衛生協会（電話〇八八―六二―二二二九）へすること。

徳島県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
1 2	鳴門池田	美馬市脇町大字脇町字郡里町 八五八番一地先から 同 新町字新町二七三 番地先まで	一七二・四	令和六年十一月二十六日

公 告

徳島県厚生連労働組合から二〇二四年年末一時金要求に関して令和六年十一月二十九日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和六年十一月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

阿南市宝田町川原六・一

阿南医療センター

吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島二二〇

吉野川医療センター

阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇・一

阿波病院